

令和7年度 新宿区乳児等通園支援事業の事業者募集について

令和7年10月2日

新宿区

I 募集概要

1 制度の目的

新宿区は、保護者の就労等の有無にかかわらず、家族以外の人や年齢の近い子どもとの関わりを通じて、ものや人への興味・関心を広げたり、社会情緒的な発達を支えるなど、健やかな子どもの育ちを後押しするとともに、制度を利用する保護者が保育所等の社会的資源や地域とつながり、保護者の抱える孤独感や孤立感の解消に結びつくことを標記事業の目的に掲げています。

2 趣旨

上記の目的に向け、児童福祉法で規定する「乳児等通園支援事業」について、令和8年度から実施します。

令和7年度は、保育所等の専用室を活用して一般型乳児等通園支援事業を実施する者（以下「実施事業者」という。）を以下の内容で受け付け、選定します。

3 実施場所想定件数

別途検討している区立認可保育所・認定こども園を含め、区内で15所程度。

ただし、利用想定数に対して提供体制が過大になると区が判断したときは、基準を満たしていても事業者決定しない場合があります。

II 募集条件等

1 事業者の条件

- (1) 乳児等通園支援事業を規定する関係法令等を遵守すること。
- (2) 事業者が区内で現に運営している施設（以下「既設園」という。）で実施する場合は、直近の立入調査等において、指摘事項が無い、又は改善済みであること。
- (3) 既設園で福祉サービス第三者評価、その他の第三者による外部評価又はこれに準ずる事業評価の実施結果がある場合は、指摘事項が無い、又は改善済みであること。
- (4) 社会福祉法人及び学校法人以外の者が乳児等通園支援事業者となる場合は、「乳児等通園支援事業の認可等について」（令和7年2月26日付けこ成保発第154号こども家庭庁成育局長通知）第1の2(2)アからエに規定する事項及び下記の要件を満たすこと。
 - ・乳児等通園支援事業の年間事業費の12分の1以上に相当する資金を、普通預金、当座預金等により有していること。
 - ・直近の会計期間において債務超過（負債が資産を上回っている状況）となっていないこと。

2 その他の条件

- (1) 区の教育・保育行政を理解し、その推進のために連携・協力すること。
- (2) 給食用調理食材等については、極力地元で調達するように努めること。
- (3) 事業を実施する施設には、「火災通報装置」、「学校 110 番」、「緊急地震速報」を設置すること。
- (4) 利用者負担基準額については、あらかじめ区に提示の上、協議すること。
※ 本来であれば、利用者から徴収する額であるが、無償化に伴い区から補助する額。
- (5) 補助金を受けて実施する施設整備事業に関する契約を締結する際には、「新宿区子ども家庭部所管の施設整備費等補助事業における契約手続きの指針」及び「施設整備等に係る契約における遵守事項」に基づくこと。

Ⅲ 事業内容等

実施にあたって、区の認可を受けた事業者が、原則として令和 8 年 4 月 1 日以降、事業を開始します。

1 実施内容

実施事業者は、必要に応じて区と協議の上、次に掲げる業務を実施すること。

- (1) 利用児童の選定及び利用調整
利用希望者の募集及び受付を行い、抽選により利用児童を選定する。
- (2) 利用児童の預かり及び支援
「2 実施方法」に記載のとおり、利用児童の年度を単位とした継続的な預かり支援を実施する。初回の預かりに際しては、利用者と事前に面談を行い、制度の意義や利用にあたっての基本的事項の伝達を行うとともに、利用児童の特徴や利用者の意向等を把握する。また、利用児童について、集団における児童の育ちに着目した支援計画を作成するとともに、日々の支援の状況を記録する。
- (3) 利用者に対する相談支援
利用者が必要に応じて面談等を実施し、子育てに関する助言を行うとともに、それらの記録を作成するほか、利用者に対し実際の支援の様子を見てもらう機会を設ける。

2 実施方法

(1) 対象児童

認可保育所、認定こども園、幼稚園、地域型保育事業、認証保育所、企業主導型保育事業所に通園しておらず、集団預かりが可能な 0 歳 6 か月から年度末年齢満 3 歳までの子ども

※ 利用者の居住自治体が上記対象児童の要件を確認し利用者認定を行います。

(2) 実施形式

専用室を活用したうえで、新宿区乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「区条例」という。）を遵守した定員枠を設定し、一般型乳児等通園支援事業を実施する。

(3) 開所日、実施時間等

- ① 開所日 : 月曜日から金曜日までの 5 日間

※ 国民の祝日及び12月29日から1月3日までを除く。

② 実施時間：原則、9時00分から17時00分まで（8時間実施）とする。

※ 利用児童の利用条件は次のとおり。

- ・利用日：毎週1日以上（毎週複数日の利用を推奨）、特定の曜日の利用
- ・利用時間：原則、9時00分から17時00分までの8時間利用
- ・利用期間：1年間の利用（ただし、当該年度末まで）※年度ごとに申請

(4) 給食の実施

実施する。

(5) 利用料

利用料（給食費を含む）：無償とする。

(6) 設備基準及び職員配置基準

区条例、及び新宿区乳児等通園支援事業認可事務取扱要綱に規定するとおりとする。

(7) その他

その他実施方法等については、別紙のとおり。別途区の指示があった場合は、これに従うこと。

3 開設経費に対する補助

令和7年度の予算措置が行われることを条件として、予算の範囲内において補助を行います。

① 対象経費 事業実施に必要な費用（改修費や備品購入経費等）

※補助金交付年度中に支払われたものに限る。

② 補助基準額 4,000 千円

③ 補助率 10/10

※ この補助額は東京都の「多様な他者との関わりの機会の創出事業」に基づくものです。

4 事業の実施に係る補助

令和8年度の予算措置が行われることを条件として、予算の範囲内において補助を行います。

なお、補助金の支払方法については、現時点では、年度始めにご提出いただく実施計画書に基づき、年度初めに概算でのお支払いを想定しており、年度末にご提出いただく実績報告に基づき、精算を行います。

(1) 利用者負担基準額に係る補助

各園で設定した利用者負担基準額を当該設定額及び利用実績に基づいて、下記を上限として補助を行います。

- ・ 補助上限額（児童一人当たり）

日額：2,200円（1日8時間まで）

※1時間当たりの単価を設定する場合は、275円を標準として設定すること。

月額：44,000円（1日8時間及び1月160時間まで）

(2) 運営経費に係る補助

乳児等通園支援事業の年間開設日数（下表参照）に基づいて運営経費の補助を行います。

なお、補助額は上限であり、以下の【運営経費に係る補助の考え方】のとおり補助を行います。

【年間開設日数別の補助上限額】

年間開設日数	1施設当たり年額(上限額)※
104日以下	7,968,000円
105日以上208日以下	12,398,000円
209日以上	14,596,000円

※現在予定している金額であり、変更する可能性があります。

【運営経費に係る補助の考え方】

運営経費に係る補助 = 運営経費 - 利用料金収入（または区からの利用者負担基準額に係る補助）（上限額の範囲内）

IV 事業者決定までの流れ

事業者による事前相談⇒ 応募書類の提出（受付）⇒ 審査⇒ 審査結果（候補事業者決定）
⇒ 認可⇒ 確認

1 事前協議

申請の希望がある場合には、書類提出前に区へお問い合わせいただき、事前協議を行ってください。

2 応募書類の提出（受付）

- (1) 提出書類 別紙「提出書類一覧」のとおり
- (2) 提出期限 令和7年10月20日（月）必着（期限厳守）
- (3) 提出方法 提出書類一覧に記載の①～⑫の書類について、正本1部・副本2部を紙で下記提出先に持参してください。（必ず電話により訪問予定日、時刻を予約のうえお越しください。）また、⑪以外の書類については、下記の担当宛てに電子メールにより提出してください。

3 審査

事業計画内容審査 等

- ・10月下旬頃に事業者ヒアリングを行います。
- ・応募者からの提出書類、実施希望場所の状況、区全体の需要（地域の偏在を含む。）等を考慮のもと、実施事業者としての適否を総合的に審査の上で候補事業者を選定し、全ての応募者に対して結果を通知します。
- ・提出された財務書類等は、財務の健全性を診断するため、他機関へ分析を委託することがあります。

4 候補者決定後

事業者認可及び確認のための申請を別途行っていただきます。

V その他

- ・提出された書類は返却しません。
- ・提出された書類は、新宿区情報公開条例に基づく情報開示の対象となりますので、あらかじめご承知おきください。
- ・著作権は応募者に帰属しますが、区は選定実施に関する報告書等を作成するために、必要に応じて応募書類の内容を、無償で使用できるものとします。
- ・選定に際して要した費用については、応募事業者の負担とします。
- ・区において選定されなかった場合等によって生じた損害については、区は一切責任を負いません。
- ・審査に際しては、必要に応じて別途書類を提出していただく場合があります。
- ・提出書類の内容に事実と反する記載があった場合は、決定を取り消すことがあります。
- ・当事業は、第二種社会福祉事業のため、非課税事業です。

【書類提出先】

〒160-8484 新宿区歌舞伎町一丁目4番1号 新宿区役所本庁舎2階
新宿区 子ども家庭部 保育課 施設整備係
電話 03-5273-4162 FAX 03-3209-2795
メールアドレス hoiku-sisetu@city.shinjuku.lg.jp

【問合せ先】

- | | | |
|-----------------------|-----------|-----------------|
| ・乳児等通園支援事業全般に関すること | 子ども家庭課管理係 | 電話 03-5273-4260 |
| ・公募及び開設経費に対する補助に関すること | 保育課施設整備係 | 電話 03-5273-4162 |
| ・事業の実施に係る補助に関すること | 保育指導課給付係 | 電話 03-5273-4584 |

その他実施方法等について

1 実施方法

(1) 給食等

給食等の提供については、利用者に実施状況が分かるよう周知するとともに、提供を行う場合（施設外で調理し運搬する方法により行う場合を含む）は、衛生管理やアレルギー対応等、適切な実施に留意すること。

(2) 親子通園

慣れるまで時間のかかる児童に対する対応として、利用の初期に親子通園を取り入れることを実施事業者の判断により可能とする。ただし、児童の育ちの観点から、親子通園が長期間続く状態や利用の条件になることがないように留意する。

(3) 計画と記録

「こども誰でも通園制度の実施に関する手引」（令和7年3月、こども家庭庁）を踏まえ、児童の育ちに関する計画や記録を作成する。

(4) 実施事業所の状況を踏まえ、配慮が必要な児童やその保護者が本事業を円滑に利用できるよう配慮を行う。

(5) 新宿区以外の自治体に居住する保護者から区内の実施事業所に対して乳児等通園支援事業の利用申込みがあった場合の対応は、原則として11月から受入れを開始し、他自治体との調整がつき次第、実施する。

(6) 実施事業者が、利用中に配慮が必要であると確認した家庭については、区に報告するとともに、区と協力し、関係機関との連携を図る。

(7) 要支援児童等の預かり

要支援家庭の児童等（児童福祉法第6条の3第8項で規定する「保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童」及び第5項で規定する「保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童」だけでなく、保護者の不適切な育児について地域の関係機関が連携して支援していく必要があると区が判断する者を含む。）に対して預かりを行う場合は、関係機関との連携の下、情報共有や定期的な打ち合わせに基づいた支援計画を作成し、関係機関と協働して相談支援を行うなど、適切に対応する。

2 記録・報告等

(1) 実施事業者は、対象児童の受入実績記録等、必要な書類を整備しておくこと。

(2) 実施事業者は、区長が定める日まで利用状況等を区長に提出しなければならない。

3 利用者負担基準額設定

本事業の実施に必要な経費の一部を利用者負担基準額として設定することができる。ただし、利用者負担基準上限額を、原則として、日額制の場合は1日（8時間まで）当たり2,200円、月額制の場合は1月（1日8時間及び1月160時間まで）当たり44,000

円とする。

また、上記の時間を超えて預かりを実施する場合にも、これらの上限額を超えて利用者負担基準額を徴収することはできない。なお、1時間あたりの標準単価を275円を参考として設定すること。

4 留意事項

- (1) 本事業の実施に当たっては、各実施事業所の運営に支障がないよう、職員配置や設備基準について十分に留意すること。
- (2) 本事業の実施に当たっては、保育所保育指針を参考とすること。
- (3) 預かり中に事故が生じた場合は、「教育・保育施設等における事故の報告等について（令和5年12月14日付こ成安第142号・5教参学第30号通知）」に準じて、速やかに報告すること。
- (4) 利用予定当日に連絡なく預かりの利用がない場合は、対象児童の状況を確認するとともに、必要に応じて、利用の促進を行うこと。特に要支援家庭等の児童の利用がない場合は、関係機関と情報共有し、適切に対応すること。
- (5) 対象児童の家庭において不適切な養育の疑いを確認した場合は、関係機関と情報共有すること。
- (6) 子ども・子育て支援法第27条第1項に規定する特定教育・保育、第29条第1項に規定する特定地域型保育又は第30条第1項第4号に規定する特例保育の利用の対象となる児童に準じ、児童の健康状態の把握に努めること。ただし、全ての児童について健康診断等を一斉に実施することが困難な場合は、保護者から個別に診断書を徴することとしても差し支えない。
- (7) 本事業に携わる者は、本事業により知り得た個人情報等を漏らしてはならないものとする。
また、事業終了後及びその職を退いた後も同様とする。
- (8) 本事業の実施に当たっては、「こども誰でも通園制度の実施に関する手引」、「こども誰でも通園制度の制度化、本格実施に向けた検討会における取りまとめ」（令和6年12月26日、こども誰でも通園制度の制度化、本格実施に向けた検討会）を参考にして実施すること。
- (9) 実施事業者は、支払いの根拠資料を当該年度の事業終了後、5年間保存すること。